

たかしま

Takashima City
Public Relations

広報

2015
平成 27 年
4 月号
No. 183

桜満開!
お花見に出かけませんか?



しんあさひ風車村の桜並木
(写真は昨年撮影のものです)

特集 平成 27 年度 施政方針 ②-⑤

- ・ 4 月から 生活困窮者への支援制度が始まります ⑥
- ・ 日本初のランニングイベント!! WINGS FOR LIFE WORLD RUN 開催 ⑦
- ・ 高齢者福祉計画・第 6 期 介護保険事業計画を策定 ⑧-⑨
- ・ 4 月 12 日は滋賀県議会議員一般選挙の投票日です ⑩
- ・ ダイオキシン類濃度の基準超過に係る最終報告書の概要 ⑱-⑲

主な
内容

★今月号に掲載している課名などは編集時のものです。4 月 1 日以降、課名や電話番号が変更になる場合がありますのでご了承ください。

施政方針

平成
27
年度



平成 27 年 2 月 26 日開会の高島市議会 3 月定例会の開会に伴い、福井市長が示した施政方針の概要をお知らせします。

地方創生



さて、我が国は世界に先駆けて「人口減少、あるいは超高齢社会」を迎え、国におきましては昨年「まち・ひと・しごと創生法」いわゆる地方創生法が制定され、全国に共通するさまざまな構造的な課題に対し、全ての地方公共団体が主体性を発揮した地域づくりへの取り組みが求められております。

具体的な取り組みといたしましては、まずは平成27年度中に、高島市独自の地方創生総合戦略を策定するとともに、新年度より先行取り組みをスタートし、未来へ向けたまちづくりを展開してまいることになります。

私は、この高島の地の未来へ向けたキーワードは、「サステイナブル」いわゆる「持続可能な社会づくり」であろうと考えています。

そのためにも、昨年11

月に市の将来を担う若手職員による「地方創生総合戦略研究グループ」を設置し、現状把握や課題整理を経て、地方創生総合戦略の本年度の策定に向け、具体的な施策の検討を部局横断的に進めているところでございます。

その先行取り組みの一例といたしまして、本年1月に庁内の若手職員6名に対し、現行の「ふるさと納税」の課題整理や今後のあり方についての検討を指示いたしましたところ、収入財源の確保にとどまらず、市の特産物の販売促進や観光客の増加につながるプラン、さらには地域経済への波及効果や定住促進にもつながる新たな新しい素晴らしい制度提案があり、早速、新年度予算に「びわ湖高島えんむすび事業」として、歳入予算としての納税額（寄附金を1億円計上する等、具体化しているところであります。

他に遅れをとることなく、逆に先行する形で高島の地を将来につなげてまいりたいと考えております。

一昨年2月に市長に就任させていただき、これまでを振り返りますとこの2年間、実にさまざまな課題や問題が発生いたしました。

とりわけ、昨年4月に発覚いたしました市の環境センターにおけるダイオキシン類超過問題につきましては、平成19年度から7年間の長きにわたり事実を隠ぺいし、大阪湾フェニックスセンターへのばいじんの搬出、埋め立て処理をただ漫然と繰り返してまいりました。

これまでの行為は、組織としての法令遵守の欠如や問題を生送りしてきた危機管理体制の不備が招いたものであり、地方公共団体としてあるまじき行為であることは言うまでもありません。市民の皆さまはもとより、大変多くの関係機関や団体の信頼を失墜し、まさに事案発生後のこれまでの一年間は、信頼回復に向けてのゼロからのスタートでもありました。

また同時に、この問題の解決は、これまでの高島市役所のあり方を変える機会にとらえ、全ての職員が気概を持って職務に携わり、とりわけ幹部職員に対しては、その職責の自覚と必要な覚悟を求めたところでもあります。

一度失われた信頼の回復は容易ではありませんが、組織全体がすべての事務事業の執行において、原点に戻り真摯な姿勢で誠実に対応することにより、道は開けるのではないかと考えております。

現時点では、大阪湾フェニックスセンターへの受け入れ再開は至っておりませんが、必ず私の責任において全面解決をさせていただきます。

庁舎問題



次に庁舎問題についてであります。これまでも繰り返し、機会あるごとに説明してまいりましたが、例えば、合併時には10年後の将来人口を56,700人と推計してまいりましたが、現在では、52,000人を割り込み、およびその1割に相当する約5,000人の乖離が生じています。

また、合併時の協定によりサービスは高く、負担は低くでスタートいたしました。各種の一般行政サービスの実際からは、例えば、国民健康保険税や水道料金などは、これまで必要な改定が見送られ、既に早い段階から独立した会計としての収支バランスが保たれずに運営が立ちいかない状況となっております。

さらに、旧町村から引き継いだ多くの公共施設は、県下平均の約2倍の床面積を有し、今後の大規模改修や維持管理を考えた時に市

の財政を大きく圧迫することは確実であるなど、合併時に描かれた姿からは、大きく隔たり、思い切った大胆な見直し避けられない状況ともなっております。

一方で、市本庁舎には、災害時の本部機能が発揮できるスペースの確保や各部局を集約することで効率的で効果的な行政サービスの実現を図ることなど喫緊の課題がございます。また、財源となる合併特例債の発行期限と整備スケジュールを考えますと時間的な余裕がないことも事実です。

こうした中で、昨年9月、市役所の位置に関する一部改正条例案の議決後、私自身、高島経済会をはじめ大変多くの市民の皆さまからさまざまなご意見をいただく中で、やはり現在の新旭庁舎を最大限活用させていただき、必要な改修と不足する面積を増築する事が間違いのない選択と確信しているところであり、また、それは私の政策の大きな柱でもあります。

昨年9月に、一旦は議決いただいておりますものの、議員各位には改めまして、再度のご判断を仰ぐこととなりますが、どうか高島の将来に想いを馳せていただき、ぜひとも間違いのないご判断をお



詳しくは
13ページに掲載

願ひ申し上げます。

また、同時に、市民生活に一番身近な窓口である支所につきましても、老朽化や耐震性を有していない建物もありますことから、市民の皆さまの利便性の向上や地域防災拠点機能等を確保するため、順次、老朽化が著しい支所から計画的に整備を進めてまいります。

そのため、平成27年度には、今津支所および安曇川支所の移転に係る実施設計業務を進めてまいります。

また、今津地先の新庁舎建設予定地であった市有地約3.6ヘクタールの用地につきましても、かねてより議会からも、当該土地の利活用方策に関するご意見やご質問をいただいております。

そのため、今議会に提案しております「公有地利活用検討委員会」を設置し、新庁舎建設予定地も含めまして、地域活性化に資する市有地の利活用方法を速やかに検討し、その検討結果に基づいて対応してまいりたいと考えているところです。

産業振興・経済活性化



●内閣府が2月に発表した月例経済報告では、「景気は、個人消費などに弱さが見られるが、緩やかな回復基調が続いている。」とあるものの、市内の有効求人倍率は全国平均を下回り、依然厳しい状況が続いています。

●企業誘致については、製造業だけにこだわらず、他産業も視野に入れながら、鋭意調整を進めてまいります。

●中小企業の振興と地場産業の育成のため、設備投資・雇用促進、労働環境整備に対する支援を継続し、経営の安定化と雇用促進を図ります。

受動的な観光行政でなく、積極的な観光振興

●老朽化する観光施設の収益性を高めるため、利用者ニーズに沿った改修を進めます。

●グリーンパーク想い出の森の大規模改修工事や、新旭風車村リニューアル基本構想の策定に取り

組みます。

●5月3日、世界33か国で同時開催されるスポーツイベント「ウィングス・フォー・ライフ・ワールドラン」の日本初開催にあたり、国内で唯一高島市が会場に選定されました。こうした機会を捉え、高島の優れた資源を積極的に発信し、この地の魅力を活かした観光振興を図ります。

子育て支援 学校教育



すべての子どもと子育て家庭に向けた包括的支援

●「高島市子ども・子育て あくしょん・ぷらん2015」に基づき、質の高い幼児期の教育・保育に取り組みます。

●保育園の認定こども園への移行により、家庭のニーズに合わせた教育や保育が自由に受けられる体制整備に努めます。

●私立幼稚園への給食費無償化の拡大をはじめ、私立保育園・幼稚園の安定的な運営を図る支援を行います。

→

ウィングス・フォー・ライフ・ワールドラン (詳しくは7ページに掲載)

市民病院



引き続き実施します。

●市内各校の「学力向上アクションプラン」の評価、改善を行います。

地域急性期医療の要、救急医療拠点病院としての役割と責任

●「病院改革プラン」に基づき、中長期的視点から経営健全化と診療施設、診療体制の整備を図ります。

●4月から「地域がん診療病院」の指定を受け、がん診療を本格的に実施することから、医療品質の向上と市民

防災・環境



の皆さまの安心・信頼につながる病院経営に努めます。

災害の影響を最小限にする「減災」と、人命最優先の防災計画

●総合防災マップの作成や各種防災訓練、出前講座、防災リーダー研修を通じ、地域防災力の向上を目指します。

●原子力災害については、当市が、UPZ30km圏内にありながら事業者との安全協定締結に至っていない福井県高浜原子力発電所について、引き続き県と連携し、協定締結に向け強く働きかけます。

高島市の豊かな自然環境を次世代に継承

●循環型社会の推進に向け、環境

道路整備



センターの在り方も含め、市の環境政策に係る各種計画の見直しを進めるとともに、高島のあるべき環境政策の方向を見極めます。

市民のライフラインでもある基幹道路の早期整備

●市民生活や地域経済を支え、災害時には避難・救護・復興のための重要なライフラインでもある国道161号、303号、367号さらに主要地方道等の早期整備を進めます。

●平成25年に安曇川工区が着工され、昨年から小松拡幅の整備が進み、海津・西浜間の湖北バイパスも多額の用地買収費用が予算化されるなど、目に見えた進捗がある国道161号について、引き続き国、県、大津市と連携し、早期整備に向け取り組みます。

以上、平成27年度の市政運営にあたり、所信と主な施策の方針につきまして、その概要を申し上げます。

まだまだ、多くの課題が山積しておりますものの、高島の未来をしっかりと見据えながら、市民の皆さまの生活を守り、そして次の世代へ誇りを持って引き継いでいける確かな高島市を目指し、将来にとって悔いのない市政運営に全力を尽くして参る決意です。



生活困窮者への 支援制度が始まります



「つながり応援センターよろず」で、
生活全般にわたる困りごとを一緒に考えます

平成27年4月から生活困窮者に対する相談支援制度が、全国で始まります。市では、高島市社会福祉協議会と協働して、生活困窮者の自立相談支援機関「つながり応援センターよろず」を開設して、「生活」「仕事」「お金」などの生活全般に関する幅広い相談に応じます。

援を行います。また、プランに基づき就労に向けた支援や、家計の立て直しアドバイス、離職などにより、住居を失う恐れのある方への家賃の支給などの具体的な支援を行います。

つながり応援センターよろずでは
相談者に寄り添った支援を行います

働きたくても働けない、ひきこもりの家族が心配、どこに相談したら良いのかわからないなど、仕事や生活で困っているという方はまずはお話ください。

つながり応援センターよろずでは、相談者に寄り添い一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が他の専門機関とも連携して、解決に向けた支

つながり応援センター よろず

(社会福祉法人 高島市社会福祉協議会内)
〒520-1121 高島市勝野215番地
(市役所高島支所2階)

☎ (36) 8255
FAX (36) 8221

<相談時間>8時30分～17時30分
(土・日・祝日・年末年始を除く)

相談料は無料です。秘密は必ず守ります。
ご自宅での相談もできます。

☎ (25) 8120

☎ 社会福祉課

☎ (25) 8120

子ども読書の日 4/23 こどもの読書週間 4/23～5/12

お家でも読書しましょう

高島市では、平成21年度から高島市子ども読書活動推進計画を策定し、子どもの読書活動の推進を図っています。今年度も、関係機関が協力して、より一層子どもの読書活動を推進します。

●お家でも読書を!! “家読”

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。

読書からさまざまな効果を得るためには、小さいころから本に触れ合う機会を持つことが大切です。子どもの読書習慣を育むためにも、ぜひ、ご家庭で絵本を楽しんだり、図書館へ出かけたりしましょう!! どのような本を選べばよいかわからない場合は、お気軽に市立図書館にご相談ください。職員と一緒に探します。(P.38 図書館コーナーにもおすすめの本を紹介しています)

☎ 社会教育課 ☎ (32) 4457

ウィングス フォー ライフ ワールド ラン

5月3日(日)
20時～
開催

日本初の
ランニング
イベント!!



高島市を舞台に世界規模のランニングイベント Wings for Life World Run が日本で初めて開催されます。この大会は「走れない人たちのために走ろう」をコンセプトに大会参加費全額が脊髄損傷の治療研究費用として寄付されます。

この大会は、全世界で同日同時刻に一斉スタートします。日本では20時がスタート時間で、この瞬間世界の6大陸、33か国、35会場で約5万人以上のランナーが一斉に走り出します。

スタートから30分後にキャッチャーカーがランナーを追いかけ始めます。追いかけてくるキャッチャーカーは少しずつスピードを上げ、キャッチャーカーに抜かされるとゴールとなり、まさに「ゴールが追いかけてくる世界で

唯一の大会」なのです。

そして、最後まで残った男女各1名のランナーが、その会場の優勝者です。さらに、全世界35会場のうち、最後まで走り続けた男女各1名のランナーにグローバル・チャンピオンの称号が与えられます。

さらに今回、レーシングドライバーの小林可夢偉選手や車椅子バスケットボール日本代表の京谷和幸選手など4名がアンバサダー(大使)に就任し大会を盛り上げます。

世界中のランナーと一緒に走ってみませんか。

エントリーはこちらから

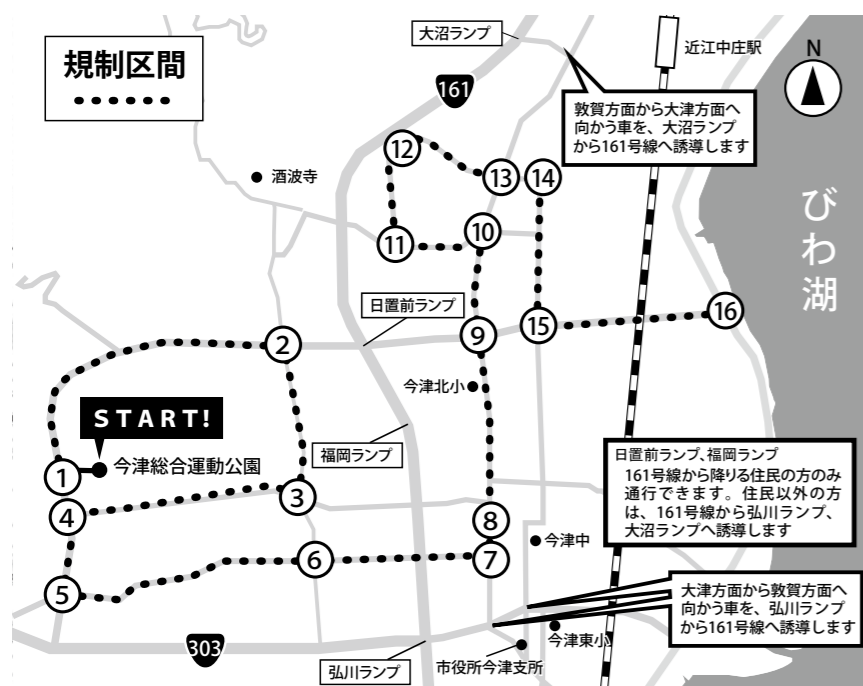
www.wingsforlifeworldrun.com

コース近隣にお住まいの皆さま および 関係者の皆さまへ

20時から深夜にかけてのイベントであることや100kmのコースのうち今津地区の一部が交通規制となることからご迷惑をおかけいたします。また、規制区間外であっても、キャッチャーカーが低速で走行しているため湖周道路付近で渋滞が発生することが予想されます。市民の方をはじめ、多くの方にご迷惑をおかけいたしますがご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

交通規制区域

19時30分頃からキャッチャーカーが通り過ぎる頃まで交通規制されます。



▼各地点の 交通規制解除予定時間

① 21:00頃	⑨ 21:30頃
② 21:05頃	⑩ 21:30頃
③ 21:10頃	⑪ 21:35頃
④ 21:10頃	⑫ 21:40頃
⑤ 21:20頃	⑬ 21:45頃
⑥ 21:20頃	⑭ 21:45頃
⑦ 21:30頃	⑮ 22:00頃
⑧ 21:30頃	⑯ 22:00頃

詳しくは公式ホームページまたは市のホームページをご覧ください。

☎ Wings for Life World Run 大会事務局 ☎ WFL-WR@r-wellness.com
(市役所窓口 観光振興課 ☎ (25) 8040)

【議会選出監査委員】

前委員の退任により、平成27年2月24日付で前川 勉 議員が就任されました。



【公平委員】

前委員の任期満了により、平成27年3月11日付で金田 群子 さんが就任されました。



議会選出監査委員に 前川議員、
公平委員に 金田さんが 就任

また、前公平委員の早藤ミサオさんには10年間にわたりご尽力いただきました。本当にありがとうございました。

☎ 監査委員事務局・公平委員会事務局
☎ (25) 8000

すべての高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して過ごすことができ、誇りをもって自分らしく生きることが出来る社会の実現を基本理念に、高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画を策定しました。(平成27年度からの3年間の計画)

今回、市民の皆さんから広く意見を聴きながら、平成27年4月から順次始まる介護保険制度改革による内容(①地域包括ケアシステムの構築、②費用負担の公平化など)や、団塊の世代が後期高齢者に到達する平成37年の高齢者のあるべき姿を念頭に置き、策定したものです。

この計画に基づき、医療、介護、予防、生活支援などのサービスを一体的に提供していく「地域包括ケアシステム」の構築に向け、その環境づくりに努めていきます。

※計画は、市ホームページや長寿介護課、各保健センターで閲覧できます。



介護保険制度 ここが変わります!

平成27年4月から

介護保険サービスを利用したときの利用者負担が変わりました

介護報酬改定にともなって、介護保険サービスを利用したときに支払う金額が変更されました。

平成27年8月から

一定以上の所得がある人は利用者負担が2割になります

一定以上の所得がある人がサービスを利用したときは、利用者負担が2割になります(変更前1割)。ただし、高額介護サービス費により、対象者全員の負担が2倍とはなりません。

▼一定以上の所得・・・

本人の合計所得が160万円以上の方で、「同一世帯の第1号被保険者の年金収入」と「その他の合計所得金額」を足した金額が、
・単身世帯で280万円以上
・2人以上世帯で346万円以上の方

介護保険負担割合証を発行します

要支援、要介護の認定を受けた人全員に、利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」を発行します。
※7月にお届けします。



平成27年4月から

特別養護老人ホームの入所基準が変わりました

特別養護老人ホームへの入所は、要介護3以上の方が対象となり、中・重度の要介護者を支える施設として重点化されます。

ただし、すでに入所している要介護1・2の人(要介護3以上から要介護1・2に状態が改善された場合も含む)や、平成27年4月以降に要介護3以上で新規入所したのち要介護1・2に状態が改善された場合でも、やむを得ない事情があれば、引き続き入所できます。

また、要介護1・2であっても、やむを得ない事情があれば、新規入所が認められる場合があります。

平成27年8月から

高額介護サービス費の一部の上限額が新しくなります

同じ月に利用した介護保険の利用者負担が一定額を超えたときに支給される「高額介護サービス費」の利用者負担段階区分(所得などに応じた区分)に次の区分を新設し、上限額を設定します。

申請する際は、市に「高額介護サービス等支給申請書」を提出してください。

- ▼新設区分 現役並み所得者(同一世帯に課税所得145万円以上の方がいて、年収が単身383万円以上、夫婦520万円以上の方)
- ▼上限額 44,400円

平成27年4月から

介護保険料が変わります

介護保険制度は15年が経過し、高齢者の生活を支える制度として普及、定着する一方、利用者と介護サービスに必要な費用が毎年増加しています。第1号被保険者(65歳以上の方)が負担する介護保険料を、介護保険事業計画に基づいて見直した結果、第6期(平成27～29年度)の**保険料基準額を月額5,400円(年額64,800円)**に改定します。

また、第1号被保険者の負担能力に応じて、これまでに引き続き、所得段階を11段階に細分化しました。

▼65歳以上の介護保険料(平成27～29年度) (100円未満は切り捨てます)

所得段階	所得などの要件	保険料率	保険料年額
第1段階	世帯全員が 市民税非課税	基準額×0.50	32,400円
	老齢福祉年金を受給している方 前年合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方		
第2段階	世帯全員が 市民税非課税	基準額×0.75	48,600円
第3段階	本人が 市民税非課税	基準額×0.75	48,600円
第4段階	本人が 市民税非課税	基準額×0.90	58,300円
第5段階	本人が 市民税課税	基準額	64,800円
第6段階	本人が 市民税課税	基準額×1.10	71,200円
第7段階	本人が 市民税課税	基準額×1.20	77,700円
第8段階	本人が 市民税課税	基準額×1.30	84,200円
第9段階	本人が 市民税課税	基準額×1.50	97,200円
第10段階	本人が 市民税課税	基準額×1.70	110,100円
第11段階	本人が 市民税課税	基準額×1.90	123,100円

介護保険の運営に必要な財源

- 介護保険料 65歳以上の方の介護保険料 22%
- 介護保険料 40歳～64歳の方の介護保険料 28%
- 公費 国・滋賀県・高島市からの公費 50%

平成27年8月から

高額医療・高額介護合算制度の限度額が変わります

年間の介護保険サービス費と医療費の自己負担(それぞれサービスの限度額適用後の自己負担)が一定の限度額を超えたときに、超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」の限度額が、平成27年8月の計算期間分から変更されます。(70歳未満の人のみ)

高額医療・高額介護合算制度の負担限度額(年額/8月～翌年7月)

所得 (基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満の人	
	平成27年7月まで	平成27年8月～
901万円超	176万円	212万円
600万円超901万円以下	135万円	141万円
210万円超600万円以下	67万円	67万円
210万円以下	63万円	60万円
住民税世帯非課税	34万円	34万円

※毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。
※医療保険の窓口へ申請が必要です。

平成27年8月から

低所得の介護保険施設利用者の食費・居住費補助の適用要件が変わります

低所得の施設利用者のうち、配偶者が住民税課税者である場合、または預貯金等が一定額(単身1,000万円、夫婦2,000万円)を超える場合は、食費・居住費の補助を受けることができなくなります。

平成27年4月から

施設利用者の多床室の居住費(滞在費)が320円から370円に変更になりました。これにともない、負担限度額認定を受けた施設利用者の居住費(滞在費)も次のとおり変更されます。

《変更点》多床室の居住費

- 第2段階 320円⇒**370円**
- 第3段階 320円⇒**370円**

※新しい負担限度額認定証が発行されるまでは、読み替えをお願いします。

平成28年4月から

要支援1・2の人が利用できるサービスが一部変更になります

これまで介護予防サービスで行われていた介護予防訪問介護は「訪問型サービス」、介護予防通所介護は「通所型サービス」とサービス名が変わり、市が行う「介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行します。

「介護予防・日常生活支援総合事業」の対象となるのは、要介護認定で要支援1・2、非該当と判定された人、要介護状態となるおそれの高い人ですが、65歳以上であれば誰でも利用できるサービスもあります。詳しくはサービス内容が決まり次第お知らせします。



☎長寿介護課 ☎(25) 8029

4月12日は 滋賀県議会議員一般選挙の投票日です

告示日 4月3日(金)
投票日 4月12日(日)
投票時間 午前7時～午後8時
(一部の投票所では午後7時までとなります)

4月12日(日)に滋賀県議会議員一般選挙(高島市選挙区 定数2)が行われます。皆さんの意思を県政に反映させる大切な選挙です。大切な一票を無駄にしないよう、必ず投票しましょう。



投票できる方

平成7年4月13日以前に生まれた方で、平成27年1月2日以前に高島市の住民基本台帳に登録され、引き続き3か月以上住所があり、選挙人名簿に登録されている方です。

- 滋賀県内の市町から高島市へ転入された方
平成27年1月3日以降に高島市に転入届を出された方は、高島市では投票できません。この場合、前住所地の選挙人名簿に登録されていれば、前住所地で投票できます。
- 滋賀県内の市町に転出された方
平成27年1月3日以降に、高島市から滋賀県内の市町に転出された方は、高島市の選挙人名簿に登録されていれば、高島市で投票することができます。なお、投票の際は、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書(引き続き証明書)」が必要となります。引き続き証明書は、県内市町の市民課窓口で、原則無料で交付されます。また、平成27年1月3日以降に県内市町を2回以上転出された場合は投票できません。

投票所閉鎖時間の繰り上げにご注意ください

投票所と開票所の距離が離れている山間地域などは**投票所閉鎖時間が1時間繰り上げられ午後7時まで**となっています。ご注意ください。

●投票時間が繰り上げられる投票所 【午前7時～午後7時】(1時間繰り上げ)

地域	投票所	
マキノ	野口	草の根ハウス野口集会所
	在原	在原草の根ハウス
	山中	山中生活改善センター
	下	下区民会館
	浦	地福庵
今津	小荒路・上分	小荒路多目的集会施設
	保坂・途中谷・杉山	保坂区草の根ハウス
	角川	角川生活改善センター
朽木	椋川	ECC学園高等学校
	天増川・杉山	天増川自治会交流施設
	栃生	朽木栃生農事集会所
	雲洞谷・能家	朽木雲洞谷集会所
	木地山	朽木木地山集会所
	中牧・小入谷・生杉・古屋	朽木西小学校
村井・大野	平良・桑原・小川	朽木平良集会所
	村井・大野	朽木大野集会所

期日前投票をご利用ください

投票日(4月12日)に、仕事や旅行、冠婚葬祭などの理由で投票所へ行けない方は、期日前投票をご利用ください。

- 期間 4月4日(土)～4月11日(土)
午前8時30分～午後8時
- 場所 市役所本庁・各支所

廃棄物の野焼きは 禁止

されています

廃棄物の野焼き(野外焼却)は、一部の例外を除き法律で禁止されています。ドラム缶による焼却や、穴を掘ってごみを焼却することも野焼きと同じです。付近の方への迷惑や有害物質の発生原因になります。野焼きは絶対にやめましょう。

環境政策課 ☎(25) 8123

○例外として…

野焼き禁止の例外とされる行為は次のとおりです。

×違反した場合は
廃棄物を違法に焼却した場合は、5年以下の懲役または1千万円(法人の場合は3億円)以下の罰金またはその両方が科せられます。

- 風俗習慣上、または宗教上の行事を行うために必要な焼却
- (ごんど焼きなどの)地域行事
- 病虫害駆除のための焼却など、農業、林業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却
- 稲わらの焼却、病虫害の駆除のための焼却など
- たき火、その他の日常生活を営むうえで通常行われる焼却であって軽微なもの
- バーベキューなど

野焼きによる ご近所トラブルを避けましょう

田畑のわらや雑草の焼却に対する苦情が非常に多く寄せられています。「煙で窓が開けられない」、「洗濯物に臭いがつく」など理由はさまざまです。例外として認められている場合であっても、次のことを守りましょう。

- 燃やす前にご近所にひと声かける。
- 草木は焼却しないで、なるべく土に還す。
- 煙の量や臭いが近所迷惑とならない程度にとどめる。
- 風向きや時間帯を考える。
- よく乾燥させ煙の発生量をおさえる。

「たき火」は「たき火」として感じても、煙や臭いは、人によって感じ方が違います。野焼き禁止の例外行為であっても最小限にとどめ、周辺的生活環境への影響がないよう、十分に注意してください。

郵便投票を希望される方は証明書の事前入手が必要です

郵便投票(郵便等による不在者投票)は、身体の障がいや病気のために、投票所へ行って投票することができない人が、自宅で投票用紙に記入して、郵便等で投票する制度です。この制度により投票を希望される場合は、「郵便投票証明書」が必要となります。証明書の交付には日数がかかりますので、選挙の告示日までに郵便投票証明書をお手元に入手してください。

詳しい手続きは下記までお問い合わせください。

●郵便投票の対象者

	障がい名	障がいの程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級、2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい 免疫の障がい	1級、2級、3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障がい	特別項症、第1～2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	特別項症、第1～3項症
介護保険の要介護認定者	要介護状態区分 要介護5	

対象者にあてはまっても、投票所で投票できる方は郵便投票をすることができません。

☎ 高島市選挙管理委員会事務局 ☎(25) 8000

軽自動車の税率が変わります

平成27年度税制改正および市税条例の改正により軽自動車税の税率が次のとおり改正されます。
 車両の種類や新規登録した年月日によって適用される税率が異なりますのでご注意ください。
 平成26年11月号でお知らせした内容から、「原動機付自転車および二輪車や小型特殊自動車」の新税率の適用時期が変更となっております。平成27年度から新税率を適用することとされていましたが、1年延期し、平成28年度からの適用となりました。

▼原動機付自転車・二輪車等 新税率

車種区分	現行	改正後	
		※H28度分から	
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪 (125cc超250cc以下)	2,400円	3,600円	
小型二輪 (250cc超)	4,000円	6,000円	
農耕作業用	1,600円	2,400円	
小型特殊自動車	4,700円	5,900円	

▼三輪以上の軽自動車 新税率

車種区分	現行	改正後		重課税率	
		※H27度分から			
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三輪	3,100円	3,900円	4,600円		

平成27年4月1日以降に新規に新車を取得した場合から新税率を適用します。平成26年度までに所有している車や中古車を新たに取得した場合は現行の税率のままです。
 平成28年度から、最初の検査から13年を経過した軽自動車等については、重課税率を導入します。

軽自動車税の減免制度

心身に障がいのある方が所有または使用される軽自動車について、申請によって軽自動車税を減免する制度があります。
 減免が受けられるのは、車両の状況と障がいの程度が右表に該当する場合です。

●申請方法

- 次の書類等を税務課または支所へお持ちください。
- 減免申請書 (税務課・各支所にあります)
※平成26年度に減免を受けられた方には、4月上旬に送付します。
 - 身体障害者手帳 (または、戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)
 - 運転免許証 (本人が運転しない場合は、同一生計の方の運転免許証)
 - 自動車検査証
 - 印鑑 (認印可)

●申請期間 4月1日(水)～5月22日(金)

- ・減免は、普通自動車または軽自動車のいずれか1台のみです。
- ・障がいの程度や車両の要件は、4月1日の状況が基準となります。

税務課 ☎(25) 8116

●減免の対象となる車両の状況

対象者	所有者	運転者	
身体障がい者	18歳以上	本人	本人・同一生計の方
	18歳未満	同一生計の方	同一生計の方
知的障がい者・精神障がい者	同一生計の方	同一生計の方	

●減免の対象となる障がいの範囲

障がいの区分	運転する人が身体障がい者本人		運転する人が同一生計者または常時介護者
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	移動機能	
視覚障がい	1級～4級		
聴覚障がい	2級・3級		
平衡機能障がい	3級		
音声機能障がい	3級 (喉頭摘出者のみ)		
上肢不自由	1級・2級		
下肢不自由	1級～6級	1級～3級	
体幹不自由	1級～3級・5級	1級～3級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級・2級	
	移動機能	1級～6級	1級～3級
心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう、直腸、小腸の機能障がい	1級・3級		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～3級		
肝臓機能障がい	1級～3級		
知的障がい者	療育手帳に記載された障がいの程度が「A」の方		
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級が1級の方		

※戦傷病者の方は、税務課までお問い合わせください。

高島市のふるさと納税制度が新しくなります。

自分の生まれ故郷や、応援したい自治体に寄付を届ける「ふるさと納税」。高島市にはこれまでも、市外の方々などから応援の寄付金が寄せられてきました。

市では、このふるさと納税制度を、市外の人と高島市をつなぐ「えんむすび」納税としてリニューアルし、寄付のお礼にお返しする市の特産品や、寄付者への情報発信を通じて、この地の水と人が育んだ「高島の暮らし」そのものを市外に向けてPRしていきます。

ふるさと応援寄付金

びわ湖高島えんむすび

6月1日スタート!

市外のお知り合いに、ぜひ、PRしてください!

国 財政課 ☎(25) 8111

子どもの成長に
寄り添って暮らす。



外に出たら、
高島のお米が美味しいって分かった。

厳しい冬の後の春は、キレイ。

高島の水が自慢。



自分らしく生きられる場所。

消耗せずに、緩やかに。



季節を感じる食、
おいしい、おいしい。

新しいふるさと納税の特徴

- ・高島の自然と人が育んだ特産品等のお返し (返礼品)
- ・寄付者への高島ニュースレターの送付
- ・寄付金を充当した市の事業のPR など

全国に、高島ファンを増やします!

- 食べてみたい!
- 買ってみたい!
- 行ってみたい!
- 住んでみたい!

参画事業者の皆さんを募集します!

市外在住で、高島市に1万円以上のふるさと納税 (寄付) をくださった方には、寄付額に応じて、高島市の特産品や高島の良さを楽しむことができる観光プラン等のお礼 (返礼品) を予定しています。今後、市と連携してこの返礼品を企画、ご提供くださる事業者の皆さんを募集してまいります。詳しくは、4月中にホームページでご案内いたします。

市では、今後「ふるさと納税」以外にも、高島の魅力を国内外に発信していきます!

- 高島ブランド戦略推進事業：高島市の魅力を広く発信し、人口増加につなげる
- 特産品国内販売戦略事業：農林水産物や加工品の付加価値化、販路の拡大
- 特産品海外販売戦略事業：高島ちぢみの海外への販路の拡大